

（２）「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（又は、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と認識していたとしても、重大事態が発生したものとして）、以下の対応を行います。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生为防止に資するため、教育委員会の指導の下、「那加第一小学校いじめ未然防止・対策委員会」を設定し、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

■ ７ いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

※この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

② いじめを受けた児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童等及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察します。

■ ８ いじめ問題に対する学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の２点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

① いじめの早期発見の取組に関すること

② いじめの再発を防止するための取組に関すること